

部 課 長 各位

総務部長 鈴木 亨

令和6年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、田原市財務規則第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

## 1 財政見通し

- 国は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「ロシアのウクライナ侵略、世界規模での気候変動や災害問題の克服などのほか、デフレ経済からの脱却や急速に進行する少子化への対応など、「時代の転換点」とも言える内外の構造的課題に直面しており、大胆な改革を進めることにより、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大することで、社会課題を解決しながら、成長のエンジンとして持続的な成長に結びつけていく。」としている。また、地方財政においても、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、本年度と同水準の確保が想定されている。
- 本市の財政において、歳入では、市税収入は、製造業を中心に回復傾向にあるものの、足下の物価高騰や世界経済の減速等による景気の下振れリスクなど、先行きが不透明な状況にある。一方、歳出では、必要な社会保障関係経費、デジタル化に向けた情報システム関連経費、老朽化した公共施設の長寿命化やインフラの強靱化の費用などに加え、物価高騰や賃金上昇に伴い事業費が増大しており、効率的かつ効果的な財政運営が求められている。

## 2 予算編成の基本方針

### ○「第2次田原市総合計画」のスタートを念頭に置いた取組

長期的な展望に基づく行政運営を行うため、第2次田原市総合計画の初年度として、将来ビジョン（案）である「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現に向け、第1期実施計画に掲げる事業を着実に実施する。

### ○まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施

喫緊の課題である人口減少対策・人口増加策を推進するため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を集中的に実施する。

### ○社会情勢の変化に対応するための取組

新型コロナ後の地域活動の活性化や地域経済の好循環を下支えするとともに、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」や「グリーントランスフォーメーシ

ョン（GX）」など新しい行政課題への取組を加速する。

### ○公共施設・インフラにおける適正管理の推進

将来にわたって持続的に公共サービスを提供するため、公共施設等総合管理計画に基づき公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進するとともに、地域の安全・安心を確保するため、道路や河川などインフラ老朽化対策等の国土強靱化の取組を実施する。

### ○持続可能な行財政基盤の確立

「DX」や「GX」の推進などの社会情勢の変化への取組が求められるなかで、「第2次田原市総合計画」に掲げる将来目標の実現を目指すためには、施設の廃止、統合等を含めた行政サービスの再構築が必要となる。建設事業やその他行政経費に限らず、固定性の強い義務的経費（人件費・社会保障費等）も含め、サービスの在り方から検討を行う。第4次行政改革大綱、行政評価、公共施設等総合管理計画等にも留意し、公民連携や広域連携を含めた行政サービスの再構築を推進する。

## 3 重点施策

予算編成の基本方針を踏まえ、次の各施策を重点施策として展開する。

### ○住み続けたいまちづくり

「妊娠・出産・子育て環境の充実」、「教育環境の充実」等の施策

### ○住んでみたい・訪ねてみたいまちづくり

「地域の特色を活かした産業の振興」、「定住・交流人口の拡大」等の施策

### ○未来につながるまちづくり

「福祉・医療の充実」、「安心・安全で快適なまちづくり」や公共施設等総合管理計画に基づく保有資産のスリム化・長寿命化への取組、行政サービスの民営化等の「持続可能なまちづくり」等の施策

## 4 予算編成方法

- シーリング形式による要求上限額は設定しない。ただし、要求に当たっては、決算状況等を考慮し予算要求額の適正化に努めること。
- 「個別査定方式」により、全ての事業の見直しを積極的に進めるとともに、事業の重点化を行う。

## 5 指示事項

- (1) 必要な市民サービスを維持していくため、手法・考え方をゼロベースで検討すること。民間サービスの活用を検討するに際して、経費支出から規制緩和による民間の企業活動活性化への転換など、「最小費用・最大効果」の実現を目指すこと。
- (2) 財源確保の取組として、既存事業であっても国・県の補助制度を積極的に利用するとともに、所管する特定目的基金の活用を検討すること。
- (3) 「DX」、「GX」の推進に当たっては、「田原市デジタル社会形成方針」や「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」など市の計画や方針に留意し、内部事務の

見直しや施設改修にとどまらず、市民・企業を含めたこの地域全体の取組であることを十分に意識して事業立案すること。

- (4) 議会審議、決算審査、地域コミュニティ連合会等で実施・改善等に取り組むこととしたものは、十分に検討・調整した上で予算計上すること。
- (5) 一年間に見込まれる全ての収入・支出は、当初予算に計上することを基本とする。ただし、国・県補正対応等のやむを得ないもの、災害等の緊急対応（6、9、12月）及び公共事業平準化（公共施設修繕等を含む。）の取組（12月）については、必要に応じて補正予算で対応する。
- (6) 公共施設の維持補修については、公共施設等総合管理計画の目標（20年間でコスト3割）に沿った個別施設計画に基づく内容でなければ、令和6年度予算には計上できないこととする。
- (7) 特別会計及び企業会計は、独立採算の原則を徹底し、一般会計からの繰入金や負担金等をできる限り削減すること。
- (8) 現時点では、国・県の予算、地方財政計画とも未定であるので、現行制度による見積りとなるが、国・県の動向には予算要求後にあっても十分留意し、補正予算対応への組替など変更等があれば速やかに財政課に連絡すること。

以上の点に配慮して、各部は予算要求に当たり、この編成方針の下、「**予算要求要領**」により行うものとする。